

高知県立山田特別支援学校(田野分校)いじめ防止基本方針

高知県立山田特別支援学校
(田 野 分 校)
令和6年7月17日改定

はじめに

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成29年3月16日）に基づき、この「高知県立山田特別支援学校（田野分校）いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という）を定める。

山田特別支援学校田野分校は、知的障害のある児童生徒一人一人の生活自立と職業自立、さらに社会自立をめざし、専門的な教育を行っている。

また、それらを通して誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合え、知的障害のある児童生徒が、主体的に学びに参加する教育を行っていきたいと考えている。

これらの目的を達成するためには、全ての児童生徒がいじめの加害者にも被害者にもなることなく安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組めることが不可欠である。

そのためには、いじめの早期発見といじめ発生時の迅速で的確な対応、さらに、いじめを未然に防止するための組織的な対応により、いじめの問題を克服しなければならない。

以上のような課題に組織的に対応するため、この基本方針を定める。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

本校では、以下の方針に沿って、いじめ防止等の対策を行うものとする。

- (1) いじめは全ての児童生徒に関する問題であると捉え、児童生徒が安心し学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう取組を推進する。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないよう取り組む。
- (3) いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒に理解できるように指導する。
- (4) 携帯電話や携帯端末、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等でのいじめにつながる行為についても十分注意を払い対応する。
- (5) 児童生徒のいじめについての理解推進に際しては、児童生徒の発達段階や障害特性を考慮する。
- (6) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者や地域住民、関係機関、その他の関係者との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを行う。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの定義は上記のとおりとし、いじめを捉える際には、以下の観点に立つものとする。

- (1) 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- (2) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (3) 当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- (4) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校に設置するいじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策委員会」を中心として組織的に行う。
- (5) けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (6) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止等対策委員会」で情報共有する。

第3 いじめの構造の理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する必要がある。

第4 「いじめ防止等対策委員会」

- (1) 本校が組織的にいじめの問題に取り組むため、「いじめ防止等対策委員会」を置き、委員長は教頭とする。(図1)
- (2) 構成員は次のとおりとする。
 - ① 校内危機管理委員会の構成員である校長、副校長、教頭、各学部主事。
 - ② いじめ問題に対応する構成員としての人権教育主任、生徒指導主事、養護教諭。
 - ③ 事案に応じて校長が必要と認める教職員、保護者などの学校関係者及び心理、福祉、警察等の校外の専門家等。

役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施と年間指導計画の作成・実行、検証、修正
- ② いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成、検証、修正
- ③ いじめに関する校内研修の企画、検討
- ④ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、校内の共有
- ⑥ いじめの疑いに係る情報があった場合の「いじめ防止等対策委員会」の招集及び以下の対応
 - (a) いじめの情報の迅速な共有
 - (b) いじめとして対応すべき事案か否かの判断
 - (c) 重大事態（※第5項を参照）に該当する事案か否かの判断

- (d) 関係のある児童生徒への事実関係の聴取と事実関係の把握
 - (e) 指導や支援の体制、対応方針の決定
 - (f) 保護者との連携体制の決定
- ⑦ いじめがあると判断され、組織的に対応すべきであると判断された場合の以下の対応
- (a) 被害を受けた児童生徒を守り通すこと
 - (b) 被害を受けた児童生徒のケアと加害児童生徒の指導

(3) 組織運営上の留意点

- ① 「いじめ防止等対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署職員等の外部専門家との連携を適切に図ること。
- ② P T Aと連携し保護者の協力を得ながら、いじめの未然防止や問題の解決、再発防止等に取り組むこと。

第5 重大事態と判断した場合の対応（「重大ないじめ問題対策委員会」）

(1) 重大事態とは次のような状況をいう。

- ① 次のような、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
 - (a) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - (b) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (c) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (d) 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間（年間30日を目安とし）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事態が発生した場合に対応する組織

- ① 重大事態が発生した場合に対応する組織は、第4（2）に示す「いじめ防止等対策委員会」を中心とし、更に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）等を加えた構成員により対応する。
- ② この場合の組織の名称は「重大ないじめ問題対策委員会」とする。（図1）

(3) 重大事態が発生した場合の初動対応（図2）

- ① 校長は直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。
- ② 校長は直ちに重大事態が発生した事実を校内で周知するとともに、上記（2）に定める「重大ないじめ問題対策委員会」を組織する。

(4) 「重大ないじめ問題対策委員会」の役割（図2）

- ① 事実関係を明確にするための調査の実施。
- ② いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する、事実関係やアンケート結果等に関する適切な情報提供。
- ③ 調査結果の報告。

(5) 重大事態が発生した場合の配慮事項

- ① 事案の内容により所轄警察署や地方法務局などの外部の専門機関と連携して解決に当たること。
- ② いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- ③ 構成員に加える第三者については、当該調査の公平性、中立性を確保できるよう配慮すること。
- ④ 事実関係の調査に際しては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

- ⑤ 重要な事案に関する保護者等への報告・連絡は、正確を期するため、管理職が行うこと。

第6 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- ① すべての児童生徒が安心、安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。
- ② 居場所づくりや絆づくりを大切にした学校づくりを進める。
- ③ わかる授業づくりを進め、学ぶ楽しさや、生きる喜びを育てる授業を工夫する。

(2) 集団づくり・生徒理解

- ① 学習規律の徹底を図り、みんなが気持ちよく学べる学習集団となるよう指導する。
- ② 互いを認め合える人間関係をつくりだしていく。
- ③ 自己の障害受容を進め、他者との違いを理解し、お互いの存在を認め合う姿勢を育む。
- ④ 児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような集団を意識した教育活動を展開する。
- ⑤ 学級活動、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を、児童生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても指導がなされるようにする。

(3) 生徒指導

- ① いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認することがないようにする。
- ② 児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけをする。

(4) 教職員の資質能力の向上

- ① いじめ防止に関する年間指導計画を策定し取組を推進する。（表1）
- ② 教職員の言動が、児童生徒に大きな影響を及ぼすことを常に意識して指導にあたる。
- ③ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ④ 教職員は「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を児童生徒に対して示さない。
- ⑤ 児童生徒とのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努める。
- ⑥ 児童生徒の様子を積極的に家庭に情報発信し、保護者との連携を一層深める。
- ⑦ 年に複数回、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するための研修を実施する。
いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上、組織的な対応力を高めるためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を促進する。
- ⑧ 取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、評価改善を行う。

第7 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの早期発見

- ① 教職員は、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めるとともに、保護者が記入する連絡帳や保健室での言動等についても気を配り、いじめの早期発見に努める。
- ② 気になる変化が見られたときは、その状況（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように、どうした）を可能な限り詳しく記録し、必要な場合には事実関係や経過を正確に振り返ることができるようにしておくこと。

- ③ 学校及び担任等は、保護者や地域等とも連携をし、気軽に相談をしたり、普段の様子について情報が集まりやすくしたりするなどの手立てを講じること。
 - ④ 教職員は、児童生徒がいじめに関する相談に訪れた際は、やっとの思いで相談に訪れたことをしっかりと受け止め、ていねいな対応をすること。
 - ⑤ 学校は、必要に応じてアンケートやチェックリストを活用していじめの早期発見に努めること。
 - ⑥ 日頃から気になる児童生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家からアドバイスを受け、問題が表面化する前に対応する。
- (2) いじめへの早期対応
- ① 教職員は、いじめが疑われる事案が発生した場合は個人で対応せず、迅速に学部主事や管理職に相談し、組織的に対応すること。
 - ② 被害児童生徒については守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を主眼として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

平成26年4月 1日策定（職員会議決定）

平成29年7月19日改定（職員会議決定）

平成30年6月27日改定（職員会議決定）

平成31年4月 1日改定（職員会議決定）

令和 6年7月17日改定（職員会議決定）